



台湾地域の独禁法における企業結合に関する規定及び事案の検討

蔣, 雪勤

(Citation)

六甲台論集. 法学政治学篇, 69(1):1-16

(Issue Date)

2022-09-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100476861>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476861>



台湾地域の独禁法における 企業結合に関する規定及び事案の検討

蔣 雪 勤*

はじめに

台湾独禁法（正式名称は「公平交易法」）は1992年2月4日、施行後30年を迎えた。本稿は、この30年間ににおける企業結合に関する規定や法運用を主な課題として研究を開かれた。

今日、世界中の様々な分野で、規模や形態も多様な企業結合が行なわれた。グローバルな競争が激化している中、企業結合がますます国境を超えて国際的になっている。このような動きの中で、各国においては企業結合に関する法制度も整備されている。企業が結合行為により、企業が競争力が獲得することによって、事業の生産力を高め、経営が多角化を行うことができる。他方、企業結合は市場構造を変化させ、反競争的な効果を発生させる場合もある。しかし、世界中あらゆる企業結合に関する規定が全く同じとは言えないので、その興味を持って、台湾の企業結合に関する規定を中国大陆の規定と比較し、相違点を検討してみる。

本稿の考察は、理論上及び実務上の二点に有意義と考える。まず、法的理論を研究し、台湾独禁法の制定経緯をはじめ、公平交易法の企業結合に関する規定や現在までの修正経歴を詳しく紹介した。また、企業結合に関する実施細則を整理した上、中国との相違点を検討した。そして、実務上において、公平交易法が実施して以来30年間の企業結合の審査状況をまとめ、代表的な事案を挙げて前後の審査手段の進歩や法運行の方向も分析してみた。

第一節 台湾独禁法の制定経緯

1950年代、台湾の経済発展初期には、戦災による生産能力の低下や戦後の物質不足がもたらしたインフレーションや物価高騰などの諸問題に対処するため、政府当局は統制的な経

* 中国常州大学史良法学院

済体制（国家が産業や経済を直接統制する体制を指す）を採っていた。1960年代から1980年代にかけて、台湾経済は一連の産業高度化と工業近代化の開発計画・戦略を実施したが、この時期の経済社会も依然として統制的な経済体制を採っていた。

このような経済発展の過程において、政府主導の開発戦略により、資源配分の非効率化、公営企業による基幹産業の独占化、市場機能の歪曲などの種々の問題が生じた。他方、輸出貿易の拡大に伴い、アメリカをはじめとする先進工業国との貿易摩擦が深刻な問題となったため、一連の台米貿易問題の協議において、アメリカ政府から台湾市場における競争ルールの整備が必要であると強く要請された。台湾政府は、1985年5月に「経済革新委員会」を設立し、「経済の自由化、国際化、制度化」という今後の経済発展の基本方針を打ち出した、これに伴い自由かつ公正な競争環境を構築することが決定された⁽¹⁾。

そのような経済改革を目指す重要な政策の一つとして、1986年に台湾独禁法（正式名称は「公平交易法」）が起草された。当法は、1991年に可決され、翌年2月4日に施行された。本法の施行により、台湾の経済体制は、「国家主導制」から「市場主導制」へと移行する大きな一歩を踏み出した。当法は、取引秩序及び消費者の利益を維持・保護し、公平な競争を確保し、経済の安定性を促進するために制定された法律である（第一条 立法宗旨）。当法は、事業者の独占、結合、通謀等の行為に対する規制のほか、不公正な取引方法に対する規制についても規定している。

その後、当法は、1999年2月（修正、追加条文計20条）、2000年4月（第9条修正）、2002年2月（行政手続き及び企業結合規制部分）、2010年6月（第21条を修正し、不正広告の責任分配）、2011年11月（21条及び41条を修正し、第35条の1を追加、）、2015年2月（全面修正であって、その主な内容は、行政院組織の改造、法体系構造の調整、各行為タイプ及び内容の修正、主管機関の執行権限強化による行政制裁機能の向上である。）2015年6月（第47条1項を追加し、反トラスト基金の設立とその用途を規定）の7度に渡って大幅な改正を行い、今日に至った⁽²⁾。

(1) 台湾経済の発展過程については、施昭雄＝朝元照雄『台湾経済論—経済発展と構造転換』（草書房・1999年）、顔延棟「台湾競争法とその法制・法運用の検討」を参照。

http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/pdf_kiyot/tlj-05/tlj-05-yen.pdf

(2) 過去の公平交易法の修正については、台湾公平交易委員会ホームページで確認できる。

<https://www.ftc.gov.tw/internet/main/doc/docDetail.aspx?uid=1396&docid=167&mid=1387>

第二節 公平交易法の構成⁽³⁾と概要

公平交易法は、7章50条で構成されている。このうち、実体的規制は、二つの類型に分かれる。一つは、(自由競争の保護)競争制限行為を規制する為に、第2章が競争制限について規定している。まず、独占行為の濫用の禁止について、当法7条ないし9条で規定されている。台湾公平交易法の独占は、「関連市場において、競争のない状況または、競争者を排除する能力がある圧倒的な地位を有すること」と定義されている。二つ以上の企業は、実質的に価格の競争をせず、競争者に対し前項に規定する状況であれば、独占的な事業者とみなされる(第7条1項と2項に独占の定義)。独占の事業者の認定について、当法第8条に規定されており、事業者が以下の各要件のいずれかに該当しなければ、独占的な事業者として認定されない。第一に、一つ事業者の市場占有率が二分の一に達すること。第二に、二つの事業者を合わせると市場占有率が三分の二に達すること。第三に、三つの事業者を合わせると市場占有率が四分の三に達すること(8条1項)。また、上記のいずれかに該当していても、市場シェアが10分の1に達していない、又はその最終事業年度の総売上高が公平交易委員会の公告する額に達しない事業者は、独占しているとみなされない(第8条第2項)。ただし、市場参入につき法的若しくは技術的な制約があり、又は他の市場の需給に影響を与えることによって競争を排除しようとする者がいる場合、上記基準では独占しているとはみなされない事業者であっても、公平交易委員会はこれを独占と認定することができる(第8条第3項)。企業結合については、10条ないし13条で規定されている。第10条に結合に関する定義が規定されているところ、台湾公平交易法における結合とは、第一に、他の事業者との結合、第二に、他の事業者の議決権付株式若しくは総資本額の3分の1以上の保有又は取得、第三に、他の事業者の事業若しくは資産の全部若しくは主要部分の譲り受け又は賃借、第四に、他の事業者との恒常的な共同経営、又は他の事業者の経営の受任、第五に、他の事業者の経営若しくは人事の直接的又は間接的支配をいう(第10条第1項)。2017年に第11条を修正し、修正後は結合の事前届出の審査に関する規制を維持するとともに、その第7項と第8項の審査日が「三十日」を「法定労働日三十日」に変更し、審査機関に十分の審査時間を確保し、より正確な結果を得るためである。また、第11項に審査機関が必要な際、学術研究機関の専門家の意見を聞くこともでることを増加した。そして、第12条は、結合届出審査の適用除外の要件である。また、当法14条から19条まではカルテルの禁止と適用除外制度を設けている。

(3) 台湾公平交易委員会ホームページで確認できる。

<https://www.ftc.gov.tw/internet/main/doc/docDetail.aspx?uid=1396&docid=167&mid=1387>

もう一つは、不正な競争手段の禁止である。第三章の第 19 条から第 25 条は不正競争行為を規制している。具体的には、第 19 条には再販売価格維持行為、第 20 条には公正競争の阻害〔1〕間接ボイコット、〔2〕差別的取扱い、〔3〕低価格での顧客誘引その他不正な手段により競争者の参入又は競争を妨害すること、〔4〕脅迫、利益誘引その他不正な手段により他の事業者を競争制限的行為に参加するよう促すこと、〔5〕拘束条件付取引〕に関する禁止行為である。第 21 条には不実公告、第 22 条には模造、第 23 条には不当な景品類の提供、第 24 条には不実な情報の告知・流布及び第 25 条には欺瞞的・明白に不正な行為（25 条）が禁止されている。

そして、当法の第一章では、「事業者」、「競争」、及び「一定の取引分野」、執行機関（公平交易委員会）について定義されている。（第 2 条から第 9 条）その他、第 4 章においては調査及び制裁の手続き（第 26 条から第 28 条）を規定している。第 5 章に、当法の違反に関する損害賠償、差止請求（第 29 条から第 33 条）、第 6 章に罰則に関する規定（第 34 条から第 44 条）を置いている。第 7 章の附則は、知的財産権に基づく権利の行使と認められる行為の適用除外制度（第 45 条）、外国法人又は団体の当事者能力及び外国事業者が台湾で訴訟を提起する場合には国民と同等的な権利に関する互惠原則⁽⁴⁾（第 47 条）を定めている。

第三節 台湾独禁法における企業結合規制について

公平交易法が施行された後、1992 年 6 月に本法の実施細則も公布された。本実施細則は 1999 年、2002 年、2014 年、2015 年、2017 年に 5 回渡って修正された。本細則は 37 条で構成され、主に事業者が申告や許可申請する際に、提出すべき書類や手続きなどを規定している。

結合届出事案に対する審査手続をより明確にするため、2006 年 6 月 15 日に「行政院公平交易委員会結合事案处理原則（以下は「結合原則」と略称）」（公服字第 10112610891 号令）が採決され、同年 7 月 6 日から執行された。その後 2012 年 3 月、2012 年 9 月、2014 年 7 月、2015 年 4 月、2016 年 7 月に合わせて 5 回修正された⁽⁵⁾。現行本結合原則は合計 16 条で構成されており、市場画定、市場占有率の計算方法、水平型結合、垂直型結合及び混合型結合を審査する際に考慮すべき要素、そして、国民経済利益に関する考慮要素を規定している。以下

(4) 台湾公平委員会のホームページには、「互惠原則」について、台湾の国民がある外国で公平交易法と類似の法規によって保護されれば、当該外国法人もまた台湾の公平交易法によって保護され、台湾自国民と同等的な権利を有するという解釈が掲載されている。

<http://www.ftc.gov.tw/internet/main/doc/docDetail.aspx?uid=228&docid=438>

(5) 台湾公平交易委員会ホームページを参照。

<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=J0150006&kw=公平交易法施行細則>

は本結合原則の中に審査に関わる重要な規定を紹介する。

本結合原則第7条は2016年に修正した条文であり、事業者結合簡易審査手続きを適用する事案の種類を規定している。第一に、水平型結合する事業者の市場シェアが合計20%未満の場合である。第二に、水平型結合する事業者の市場シェアが合計25%未満、かつその中の一つ事業者の市場シェアが5%未満の場合である。第三に、垂直型結合の場合に結合する事業者の各自の市場シェアが25%未満で場合である。第四に、混合型結合は本結合原則の第12条第1項に定めた考慮要素に基づき、結合する事業者が潜在的な競争可能性を存在しない場合である。第五に、結合する一方の事業者が他の結合する事業者の株又は出資額を1/3から1/2までを持ち、その両事業者が結合する場合である。

本結合原則第9条は水平型結合の競争制限効果を審査する際の考慮要素を規定している。第一に、単独効果について、結合後、両当事者が互いの競争圧力を消滅することにより、商品価格またはサービス報酬を引き上げることであるとしている。この場合には、結合前後の市場集中度の変化、結合する事業者の市場占有率、非参加者の市場占有率及び供給力、需要者の価格変動に対する反応などについて評価する。製品またはサービスが差別化される場合は、さらに結合する事業者の商品またはサービスの代替性と結合する前の利潤などを評価する。第二に、協調効果について、結合後、結合する事業者がその他の競争者と互いに事業活動を制限し、あるいは制限する程度に至らなくても、一致的な行動を取ることによって、市場における実質的な競争を生じないことであるとしている。この場合には、事業者数、市場集中度、参入障壁、製品同質性、事業者の規模とコスト、市場透明度、取引方式、産能利用率、独自の競争要素を有しかつ市場における競争に影響を与える事業者が存在するか否かなどを合わせて評価する。第三に、参入程度は潜在競争者の参入可能性と即時性、及び市場における既存事業者に対する競争圧力に与えるか否かを評価する。第四に、牽制力について、結合する事業者が価格またはサービス報酬を引き上げる際に、取引先または潜在的な取引先が牽制する能力である。第五に、その他競争効果に影響する要素を考慮することである。

本結合原則第10条には、競争制限効果の蓋然性が高い水平型結合の場合に、更なる国民全体の経済利益を考慮しなければならない場合を列举している。以下の状況のいずれに該当する場合は、本委員会は原則的に競争制限効果の蓋然性が高いと認定し、更に国民全体の経済利益を衡量しなければならない。第一は、結合事業者の市場シェア合計が2分の1に達する。第二は、画定された市場の上位2位の合計シェアが3分の2に達する。第三は、画定された市場の上位3位の合計シェアが4分の3に達する。そして、前述第二と第三の場合は、結合する事業者の市場占有率が合計20%に達することを規定している。

本結合原則第11条は垂直型企業結合の競争制限効果を審査する際の考慮要素を規定している。すなわち、第一、結合後その他の競争者が取引相手を選択する可能性、第二、その他の事業者が市場へ参入する困難度、第三、結合する事業者が市場力を濫用する可能性、第四、

競争相手のコストを増加させる可能性、第五、連合行為（カルテル）を生じる可能性、第六、その他市場を閉鎖する効果を生じる要素である。

本結合原則第 12 条は 2016 年に修正したものであり、混合型企業結合の潜在的競争制限効果が生じる際に、考慮すべき要素に関する規定である。すなわち、第一、法令規制が変更する可能性そして結合する事業が他の業界へ与える影響、第二、技術進歩により、結合する事業者が他の業界へ参入する可能性、第三、結合する事業者が既に他の業界へ参入することを計画した、第四、その他潜在的競争可能性に影響する要素である。また、混合型企業結合の場合において、潜在的競争可能性が水平または垂直型企業結合であれば、本原則の水平または垂直型結合競争制限効果の審査基準に基づいて判断する。

本結合原則第 13 条には、国民の全体経済利益を判断する際の考慮要素について列挙されている。競争制限効果蓋然性が高い結合事案は、届出事業者が以下の国民全体経済利益要素を提出しなければならない。第一は、経済効率、第二は、消費者利益、第三は、結合する事業者の市場地位が弱いことである。第四は、事業者の一つが「破綻直前」状況にあること、第五は、その他国民全体経済利益要素である。上述第三の「破綻直前」については、三つの要件を満たさなければならない。すなわち、①破綻直前または短期的に債務を返却することができない。②その会社と結合すること以外に、その他より競争制限効果を生じさせない方法がない。③仮に他社と結合しなければ、必ず破綻して市場から退出する結果となる。

本結合原則第 14 条には条件付きまたは義務を課すときの原則について規定している。結合事案に対し、条件を付けまたは負担を掛け、結合行為により競争を制限する恐れを消滅させ、全体的な経済利益が競争を制限する不利益より大きいことを確保しなければならない。付ける条件の種類は以下の二つがある。第一は、構造的措置であり、結合する当事者が所有する株式または資産の処分、部分の営業または職務の免除などの措置である。第二は行動的措置であり、結合する事業者が継続的供給する重要施設または生産要素をその結合当事者以外の事業者に譲渡し、またはその結合当事者以外の事業者に知的財産権の使用権を与え、単独取引、差別取引または抱き合わせ販売を禁止するなどの措置である。本委員会は全項規定に限らず、個別事案の状況によって条件または義務を課すことができる。また、本委員会は、事案を決定する前に、結合する事業者に付加する条件または負担に関して、当事業者に意見を聴取することも規定している。従って、台湾の執行機関が結合事案に対して、主導的な姿勢で条件を付けていると思われる。

第四節 企業結合に関する審査手続き

1 執行機関の構成と権限

公平交易法の目的を達成するため、行政院⁽⁶⁾（日本の内閣に相当）の直属機関として、公平交易委員会が設置されている（当法 29 条）。公平交易委員会は、9 人の委員（委員長 1 人、副委員長 1 人）からなる合議制の行政機関であり、委員は法律、経済、財政、税務、企業会計・経営などの分野の学識経験者のうちから、行政院長（日本の内閣総理大臣に相当）の求めにより総統が任命することになっている（公平委組織条例 12 条）。中央執行機関の執行権限について、当法第 25 条は、公平交易委員会の権限について規定している。つまり、(i) 公正取引に関する政策及び関係法規の提案に関すること、(ii) 競争法が規定する公正取引の審議に関すること、(iii) 事業者の活動及び経済状況の調査に関すること、(iv) 競争法違反事案の調査及び処分に関すること、(v) その他公正取引に関することである。それ以外に、第 26 条及び第 28 条は、公平交易委員会は、申告や許可申請に基づく審査及び職権審査により、違反行為を禁止するなどの行政処分を独立して行う権限を有することを規定している。

2 企業結合の規制対象、届出対象、審査期間、審査基準

企業結合の審査対象については、「公平交易法」第 10 条は、企業結合について、次の行為を規制対象として列挙している。第一に、他の事業者と結合すること、第二に、他の事業者の議決権付株式又は総資本額の 3 分の 1 以上の保有し又は取得すること、第三に、他の事業者の営業又は資産の全部又は主要部分を譲り受け又は賃借すること⁽⁷⁾、第四に、他の事業者との頻繁的な共同経営する行為又は他の事業者の経営の受任⁽⁸⁾すること、第五に、他の事業者の経営又は人事の直接的又は間接的な支配である⁽⁹⁾。

(6) 台湾の中央政府は、総統及び五院（行政院、立法院、司法院、考試院、監察院）で構成されている。

(7) 「主要な部分の営業」の判断について、公平交易委員会の意見によると、営業または財産の「量」が事業全部財産または全部営業に占める比率および営業または財産の「質」を譲渡した事業のほかの営業項目または財産の重要性と比較することを通じて、判断すべきであるとともに、結合事業の市場シェアが変わるか、具体個別のケースごとに総合的に配慮しなければならないということである。

(8) 公平交易委員会の意見によると、「他事業者とつねに共同で経営する」とは、事業者の間に損益共同の契約があり、経済の一体化に達するために、契約当事者が統一指揮権に従うということである。そして、共同経営契約は事業を経営するために二つ以上の事業者が締結する場合もある。

(9) 公平交易委員会の 1993 年 10 月 9 日の公処字第 070 号処分書と 1999 年 12 月 9 日公処字第 158 号処分書の趣旨からみれば、取得した取締役と監査役の人数は一判断基準となる。例えば、過半数の取締役又は監査役の席を保有する場合には、前述の結合行為類型（5）での「直接的又は間接的に他事業の業務経営又は人事任免をコントロールする」に該当すると認められる。

届出規制の対象や審査期間について、当法の第 11 条は、届出規制に関する規定である。当法 11 条 1 項によれば、事業者は、企業結合により次の場合の一つに該当する場合は、あらかじめ当該企業結合を公平交易委員会に届出なければならない。第一に、企業結合後の当該事業者の市場占有率が 3 分の 1 に達すること。第二に、企業結合に係る一つ事業者の市場占有率が 4 分の 1 に達すること。第三に、企業結合に係る事業者の前年度会計の売上高が公平交易委員会の公表した金額に達することである。「売上高」金額について（2015 年 3 月 6 日）は、公平交易法規の「事業者が結合する前に、行政院公平交易委員会に届出を提出する売上高基準と計算方法」により定められた。非金融機構事業では、150 億新台幣ドル、且つ当該企業と結合した企業の前会計年度の売上げが 20 億新台幣ドルを超え、金融機構事業者は、300 億新台幣ドル当該企業と結合した企業の前会計年度の売上げが 20 億新台幣ドルを超えることである⁽¹⁰⁾（公企字第 10411602031 号公告）。「売上高額」の規定について、2002 年の公平交易法の修正で中央執行機関が金融機構事業者及び非金融機構事業者を分けることになった⁽¹¹⁾。

中央執行機関が事業者から完全な資料を受理してから 30 法定労働日以内に、企業が結合してはならない。但し、中央執行機関が必要だと認定する場合、当該期間を延長又は短縮することもでき、その期間変更について、書面で当事者へ通知しなければならない。前項但書に基づき、中央執行機関が延長を決定する場合は、60 日を超えてはならない。審査期間を延長した事案について、当法第 11 条 7 項の規定の通り、最終決定書を作成しなければならない。第 11 条 9 項には審査期間を満たすと、中央執行機関が前記の審査期間を延長する通知又は延長後の最終決定に関する通知を下さなければ、事業者が結合できるということを規定されている。但し、以下の状況に該当すれば、結合してはならない：第一、届出事業者の同意を得て、審査を再延長する場合、第二、事業者が提出事項に虚偽がある場合である。

1999 年における第 11 条修正前には、市場占有率が五分の一の事業者の名称について、執行機関が定期的に公布するという規定（法定の四分の一になっていないが、五分の一の占有率がある事業者が結合要件に満たす場合は、結合手続きを申請させようという執行機関の考え方）であったが、当法施行以来、五分の一という市場占有率基準は法定の四分の一という基準との差が大きく、それゆえ予防効果が小さいと考えられたため、1999 年に削除された⁽¹²⁾。

(10) 台湾公平交易委員会ホームページを参照。

<http://www.ftc.gov.tw/internet/main/doc/docDetail.aspx?uid=1402&docid=13931>

(11) 台湾公平交易委員会ホームページ 公平交易法立法背景と法修正沿革の第三次修正を参照。

<http://www.ftc.gov.tw/internet/main/doc/docDetail.aspx?uid=1396&docid=166>

(12) 台湾公平交易委員会ホームページにより、公平交易法立法背景と法修正沿革を参照。

<http://www.ftc.gov.tw/internet/main/doc/docDetail.aspx?uid=1396&docid=166>

公平交易法は2002年2月に11条結合規制を大幅に修正した。執行機関が結合規制に関して、それまでの「事前許可」制度を「事前異議」制度に変えた。「事前許可」制度とは、一定の規模の事業者が結合を行う前に、中央執行機関から結合許可を取得しなければならないというものである。これに対し、「事前異議」制度では、事業者が結合届出を提出し、一定の期間内（異議期間は30日）において執行機関が異議を提出しなければ、当該企業結合が認可されたものとみなされる。

また、前述のように2017年に第11条を修正し、修正後は結合の事前届出の審査に関する規制を維持するとともに、その第7項と第8項の審査日が「三十日」を「法定労働日三十日」に変更し、審査機関に十分な審査時間を確保し、より正確な結果を得るためである。また、第11項に審査機関が必要な際、学術研究機関の専門家の意見を聞くこともでることを増加した。

なお、2002年の修正は、「親子会社・兄弟会社間の結合」、「100%出資による分社化のための営業などの譲受け」、又は「会社が自社の株式の取り戻すことによって他の株主の議決権保有率が3分の1を超える」企業結合は、いずれも規制の対象とならないとされることを12条で規定した。

現行公平交易法13条1項は企業結合する際の執行機関の審査基準を示している。結合による競争制限の不利益とこれによる国民経済に対する利益を比較衡量し、国民経済に対する利益が上回る場合は、当該結合行為を許容するとされている（2002年に修正したもの）。言い換えれば、申告された結合の全体的な経済状態にもたらす利益が、競争制限がもたらす不利益を上回らない場合、結合が禁止される可能性があるという考え方である。12条2項は、中央執行機関が問題解消措置を取ることに関する規定である（2002年に追加された）。公平交易法の執行について、地方行政機関は執行権限をもっていない。執行権限をより明確するため、2015年2月第6回修正した公平交易法には、地方執行機関を削除し、中央主要管理機関が企業結合の主要管理機関に変更した。

3 不服申立手続き

公平交易委員会の決定に不服する申立について、当法には規定がなかったが、その手続は、台湾における通常の行政訴訟と同様に扱われている。つまり、その決定を受けた日から30日以内に、その事由を添えて、上級行政庁である行政訴願委員会に審査請求をすることができる（訴願法14条）。更に、その審査請求の裁決に対して不服があるときは、司法院に属する高等行政裁判所に取消訴訟を提起することができる（行政訴訟法4条）。

4 域外結合に関する規定

台湾の域外結合に関しては公平交易法や細則には規定がなく、「行政院公平交易委員会域

外結合事案処理原則」(2000年8月18日より実施)⁽¹³⁾に規定されている。その後、2002年7月1日、2005年2月24日、2012年3月13日、2015年2月13日に渡って4回を修正した。当該域外結合処理原則の第1条では、いわゆる「域外結合」とは、二つ以上の外国事業者が台湾領域外で結合を行い、現行公平交易法第10条第1項各号のいずれの場合に該当し、その結合の効果が台湾の市場に直接、実質かつ合理的に予測可能な影響を与える場合と明記している。したがって、域外結合の事案であるかどうかにつき、上記の説明によると、三つの要件がある。第1は、二つ以上の外国事業者が台湾領域外で結合を行うこと、第2は、公平交易法第10条第1項各号のいずれかに該当すること、第3は、その結合の効果が台湾の市場に直接、実質かつ合理的に予測可能な影響を与えることである。

域外結合処理原則第3条第1項には、域外結合事案の管轄について、考慮要素を規定している。すなわち、(1) 結合行為の台湾と外国の関連市場への影響の相対的重要性、(2) 結合事業者の国籍、所在地及び主な営業地域、(3) 台湾の市場競争に影響を与える意図の明確性の程度及びその予見可能性、(4) 結合事業者が所属する国の法律又は政策に抵触する可能性の程度、(5) 行政処分の強制執行の可能性、(6) 当該外国事業者に強制執行する影響、(7) 国際条約、協定又は国際組織の規制の状況、(8) その他、本委員会が重要と認めた要素が定められている。そして、公平交易委員会は、結合参加事業者が台湾領域に生産又はサービスを提供する設備、販売店、代理店又はその他の実質的な販売経路を持たない域外結合事案を管轄しない(処理原則第3条第2項)。

域外結合行為が、以上の結合行為類型に該当しても、その行為が公平交易法第11条第1項各号のいずれかに該当しない限り、結合の許可を申請する必要がない。従って、許可申請の前提となるのは、結合行為が公平交易法第11条第1項各号のいずれかに該当することである。

つまり、台湾領域外で外国事業者が結合を行ったことに伴い、台湾にある当該外国事業者の関係企業又は支社に公平交易法第11条第1項各号のいずれかに該当する事由が生じたならば、公平交易法第11条第1項の規定が適用されることになる。

第五節 事案審査の検討

台湾公平交易委員会的事案統計数字により、1992年の台湾公平交易法実施以来、2015年9月までに受理された結合事案は6776件である。1992年には13件しか受理されなかったが、2000年には最大の1187件が受理された。2002年に、企業結合届出の適用除外(11条の1)

(13) 台湾公平交易委員会ホームページにより、法規及び行政規則を参照。

<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=J0150006&kw=公平交易法施行細則>

が新設・施行されたため、2002年からの結合届出は132件にまで減少し、2003年から2014年11までは年50件ほどの届出にとどまった。なお、2015年1月から同年9月までの結合事案は47件であった、2021年年末までは7153件もあり⁽¹⁴⁾、公告した事件が41件であり、その中に禁止した事件が12件で、問題解消措置付き許可事案が29件であった⁽¹⁵⁾。また、2021年末まで申告せずに結合したため処罰した事案が69件があった⁽¹⁶⁾。以下は代表的な事案を挙げて、台湾公平交易法実施して30年間の審査手法の発展を検討してみよう。

①カルフルと德斯高結合事案⁽¹⁷⁾

この結合事案は2005年に公平交易法が実施した後、一番最初に公布した問題解消措置付きの結合事案である。両事業者とも台湾にあるスーパーマーケットを運営し、市場シェアがそれぞれ20.61%と2.93%を持ち、第1位と第8位を占める。それ以外の事業者の中に、市場シェア20%を持ち会社が1社あり、5%～10%市場シェアを持ち会社が3社あり、5%以下の市場シェアを持ち会社が30社もある。

本件の結合事案審査について、公平交易委員会が結合原則に基き、市場画定した上、結合後の競争効果を分析した。市場画定する際に、商品市場と地理市場を分かれ、需要の代替性と供給の代替性を検討した上、商品市場はスーパーマーケットを画定し、地理市場は台湾地域を画定した。

結合後の競争効果分析について、公平交易委員会も結合原則を厳密に従い、市場集中度の変化（結合後のHHIは1311、そのHHI増分は121）、参入障壁について、市場参入金額、技術及び法規制限などの要素を考え、参入障壁が低いと考えられる。市場に現存の競争者の数が多いため、供給者と需要者への影響も低い、市場における既存の競争者から有力な牽制力を持つことも検討し、社会全体への反競争効果が存在しない、結合後会社が市場価格を左右する能力をないという判断をした。

(14) 台湾公平交易委員会ホームページにより、『公平交易委員会30週年特刊』35頁を参照。

<https://www.ftc.gov.tw/upload/ftc30e-book/index.html#p=36>

(15) 台湾公平交易委員会ホームページを参照。

<https://www.ftc.gov.tw/internet/main/decision/decisionList.aspx?mid=11>

(16) 台湾公平交易委員会ホームページにより、『公平交易委員会30週年特刊』35頁を参照。

<https://www.ftc.gov.tw/upload/ftc30e-book/index.html#p=36>

(17) 台湾公平交易委員会ホームページにより、事案審査決定書を参照。

https://www.ftc.gov.tw/uploadDecision/2005194-0941118_002_094e001.pdf

②日本楽天と台湾統一超商が共同出資結合会社を設立した事案（2008年）⁽¹⁸⁾

2008年2月、日本最大級のオンラインショップ企業である楽天会社と台湾の大手流通業者である統一超商（セブン・イレブン）会社が共同出資により台湾でマーケットプレース型インターネット・ショッピングモールを運営するため、結合企業である台湾楽天市場会社を設立する計画を公表した。

本件の企業結合では、日本楽天会社は51%、台湾統一超商会社は49%の出資率を有し、台湾楽天市場会社の議決権付株式又は総資本額の3分の1以上を取得し、また台湾統一超商会社が4分の1を超える市場占有率を占めるため、11条1項2号により、あらかじめ当該企業結合を公平交易委員会に届出なければならなかった。

台湾公平交易委員会は、本件は混合型の企業結合であり、画定された商品市場は「コンビニエンスストア市場」及び「インターネットショッピング市場」であり、地理的市場は台湾全国であると判断した。市場シェアについて、「コンビニエンスストア市場」における台湾統一超商会社は61.2%のシェアを占め、その他A社は18.87%、B社は10.7%、C社は6.27%のシェアである。「インターネットショッピング市場」には多数の会社（統計上は12社）が存在し、各会社の占有率がほぼ均等であるので、この市場は集中度が低いと判断された。

従来、台湾統一超商会社がインターネットショッピング業者に「e-service」（コンビニエンスストアで荷物の配達や受取サービス及び支払いサービス）を提供している。結合後、台湾楽天会社が顧客の支払い方法、荷物の配達などを制限してはいけなく、そして、台湾統一超商会社が正当な理由がなければ、他のインターネットストアのe-serviceを拒絶してはならないという条件が付けられた。

これにより競争単位の減少、ネットショッピングの市場構造の集中化及び単独行動又は協調的行動による競争制限の効果などの問題を生じないので、公平交易委員会が本件の結合を許可した。ただ、本件の企業結合により、経済全体の利益が競争制限の不利益を上回ることを確保するため、公平交易委員会は、12条2項に基づいて、台湾統一超商会社に当該企業結合による独占的地位の濫用や競争的制限などの行為をしてはならないという条件を課した。

③三越と伊勢丹の域外結合事案（2008年）⁽¹⁹⁾

台湾行政院公平交易委員会は、2008年1月31日第847回委員会の決議において、株式会社三越と株式会社伊勢丹が株式会社三越伊勢丹ホールディングスを設立しようとする域外結合

(18) 公結字第097001号（2008年2月14日第849回委員会決議）。

(19) 2008年1月31日第847回委員会の決議。

案について、公平交易法第12条第1項によりその結合を禁止しないとの見解を表明した。三越と伊勢丹が経営している事業は百貨店業であり、株式移転の方式で日本に株式会社三越伊勢丹ホールディングスを設立する。結合後、三越と伊勢丹はともに三越伊勢丹ホールディングスが100%の株式を持つ子会社となるとのことである。本件結合案は域外結合案であるものの、台湾の市場に「直接・実質的かつ予見可能な影響」がないとは言えないことから、公平交易委員会の管轄範囲に属すべきであると公平交易委員会により判断された。

本件の商品市場は「百貨店業」と画定され、大立伊勢丹百貨店の拠点が高雄市にしかないことから、本結合案の影響を受ける地域は高雄・屏東地区に限られ、地理市場は高雄・屏東地区と画定された。新光三越百貨会社と大立伊勢丹百貨会社のマーケット・シェアは第3位と第4位であるものの、結合後もマーケット・シェアは全体の4分の1に達しないこと、市場の構造に著しく影響を与えないと考えられること、百貨店の客層、位置、営業の規模、マーケット・シェアの相違、商品とブランドの多様さを考慮すると、カルテルを形成することが難しいこと、台湾における百貨店業の間の競争が激しく顕著な参入障害がないため、潜在的な競争者の存在は既存の業者に競争圧力をかけることができること、本件の結合案が実施された後、市場の構成や競争の程度に実質的な損害を与えず、結合がもたらす全体的な経済の利益は不利益を上回ることから、公平交易法第12条によりその結合は禁止されないと、公平交易委員会が判断した。

④ Uni-President（統一）食品と維力食品結合事案（2018年）⁽²⁰⁾

台湾行政院公平交易委員会は、2008年9月10日、2010年9月8日に両事業者が提出した結合申請を禁止決定を下したが、2018年再び結合申請を提出したが、公平交易委員会が審査した上、公平交易法第10条第1項及び第5項に規定した結合行為に属し、また第13条に基づき、結合がもたらす全体的な経済の利益は不利益を上回ることから、禁止決定の表明した。

本件の商品市場はインスタントラーメンであり、地理市場は台湾地域と画定された。Uni-President（統一）食品と維力食品のマーケット・シェアは第1位と第2位で、結合する前には台湾のインスタントラーメン市場における有力な競争相手である。

本件結合行為が市場競争に与える影響について、公平交易委員会が単独行動又は協調的行動による競争制限の効果両方を分析し、両事業者が結合した後、既存の有力競争者の無くす、インスタントラーメン市場の競争機能が損害され、結合後の価格を左右できることになる。

(20) 公結字第107001号。台湾公平交易委員会ホームページにより、事案審査決定書を参照。

<https://www.ftc.gov.tw/uploadDecision/29f6cafe-5baa-44c1-9da1-c0c31cd5bbd5.pdf>

また、台湾地域のインスタントラーメン市場がすでに飽和し、消費者がブランド依存のため、潜在的な競争者が市場参入の可能性が低いと判断し、競争圧力が減少するとともに、市場構造の集中化（市場集中力結合後のHHIが4000超え、HHI増分が1000超え）が著しく高くなり、結合後競争を実質的制限することを明らかにした。

また、本件結合事案を審査する際に、公平交易委員会が効率性について厳密な検討を行った。つまり、事業者が提出した結合後の会社が国際的な競争力が強めるや今後の食品生産に関する安全性が高めるという効率抗弁理由について、公平交易委員会がその理由を却下した。会社結合が国際的な競争力を高める唯一な手段ではなく、食品安全に関わる生産技術は元と食会社の本職であり、結合行為以外に自立で達することと認定した。よって、本件において、効率抗弁の審査する時に、公平交易委員会がその効率が結合特有なものという主張を持つことが明らかにした。以上の理由により、台湾地域のインスタントラーメン市場の競争を維持するため、公平交易委員会が禁止結果を下した。

⑤カルフルーとWellcome結合事案（2020年）⁽²¹⁾

2020年に、カルフルーとWellcomeを結合することを計画し、公平交易委員会へ申告した。カルフルーとWellcomeは台湾にあるあるスーパーマーケットを運営し、市場シェアがそれぞれ12.33%と2.63%を持ち、第3位と第5位を占める。

本件の結合事案審査について、公平交易委員会が結合原則に基き、市場画定した上、結合後の競争効果を分析した。市場画定する際に、商品市場と地理市場を分かれ、需要の代替性と供給の代替性を検討した上、商品市場を最小市場画定原則を採用した上、量販スーパーマーケットを画定した。地理市場について、多数の消費者が近所の量販スーパーマーケットを日用品を購入し、一部の消費者はネットで購入して、量販スーパーマーケットが荷物の配達や受取サービスを提供している。よって、本件結合の地理市場は基本的には台湾地域を画定し、合わせて都市地域と非都市地域を分けて考慮することもある。

結合後の競争効果分析について、公平交易委員会も結合原則第9条基き、市場集中度の変化（結合後の6都市のHHIは1500以下、他7都市のHHIは1500超2500以下、嘉義市のHHIは2500を超えるが、そのHHI増分は100未満）を検討した上、結合後の単独行動又は協調的行動による競争制限の効果両方を分析した。参入障壁について、市場参入金額、技術及び法規制限などの要素を考え、参入障壁が低いと考えられる。市場牽制力について、市場に現

(21) 公結字第109002号。台湾公平交易委員会ホームページにより、事案審査決定書を参照。

uploadDecision/ce999e21-44ff-4d3e-86cd-2a7142ce1488.pdfuploadDecision/ce999e21-44ff-4d3e-86cd-2a7142ce1488.pdf

存の競争者の数が多いため、供給者と需要者への影響も低いと考えられ、市場における既存の競争者から有力な牽制力を持つことも検討した。結合後会社が市場価格を左右する能力について、「価格上がる圧力」(GUPPI)という経済的な分析手法を利用し、結合後のGUPPI数値は5%以下であり、社会全体への反競争効果が存在しないが、結合後のカルフルは中小企業の供給者に対する価格交渉能力が高め、中小企業の供給者が市場から退出する可能性もあるという判断をした上、中小企業の供給者を保護するため、4つの問題解消措置付けの決定を下された。

第六節 まとめ

以上の記述により、台湾独禁法の規定、審査機関、手続きや市場画定、反競争効果や問題解消措置の構築などに関する実体審査は、アメリカや日本の独禁法と共通していることがわかる。しかし、一部相違点も存在している。企業結合に関する規定について、第一に、執行機関の権限である。公平交易法第25条の規定により、台湾の執行機関である公平交易委員会は、独禁法の執行機関であるとともに、国家の競争政策を制定する役割を担う⁽²²⁾。第二に、問題解消措置構築に対する執行機関の姿勢である。執行委員会が結合事案の問題解消措置(台湾では「条件を付けまたは負担を掛け」と表現する)を取る際、結合する事業者の意見を聴取する必要がある。これは、台湾の執行機関が結合事案の問題解消措置の構築に対して、積極的な姿勢であることを示していると考えられる。第三に、問題解消措置の適用について、構造的措置を原則として採用することを規定していない点は、中国と同じ考え方が採られていると思われる。第四に、台湾独禁法第48条の規定により、独禁法により執行機関の審査決定に対して不服を申し立てる場合は、行政不服制度が採られている。その手続は、台湾における通常の行政訴訟と同様である。すなわち、その決定を受けた日から30日以内に、その事由を添えて、上級行政庁である行政訴願委員会に審査請求をすることができる(訴願法14条)。更に、その審査請求の裁決に対して不服があるときは、司法院に属する高等行政裁判所に取消訴訟を提起することができる(行政訴訟法4条)。なお、中国では、独禁法においては企業結合の審査決定についてだけ、行政不服前置制度が採用されている。

公平交易法が実施して30年を経て、企業結合事案は2021年の年末までは7153件もあり、公告した事件が41件であり、その中に禁止決定をした事案が12件で、問題解消措置付き許可事案が29件であった。中国と比べ、企業結合事案で数が遥かに少ないが、割りに禁止された事案が多いと言える。そして、実際の審査に関して、公告された事案から、この30年

(22) 劉桂清「反壟斷法機構新論」(天津法学、2010年第2期) 中国経済法ウェブサイト参照。

間で、大きな変化があった。まず、2005 年のカルフルと德斯高結合事案について、公平交易委員会が結合原則に従って厳密な分析を行ったが、その理由と結果が機械的な論述が多く、経済的な分析や本事案に合わせて詳しく検討することがないと思う。それと比較し、2020 年に、同じスーパーマーケットのカルフルと Wellcome を結合する事案を審査する際に、地理市場を画定する時、需要者の代替性や宅配販売の導入も考えられ、2005 年より精緻な分析が行われたと思う。Uni-President（統一）食品と維力食品結合（2018 年）結合事案において、事業者が提出した結合後の会社が国際的な競争力が強めるや今後の食品生産に関する安全性が高めるという効率抗弁理由について、公平交易委員会が効率性について厳密な検討し、企業結合に関する効率性の認定分析も行ったので、審査手段がより高度な専門性を持って成長してきたと思う。また、競争制限効果について、単独効果と協調効果を分けて、経済分析も用いて、急速な進歩を遂げたと言える。また、問題解消措置について、たとえ前述の事案に結合後の市場競争が十分、全社会への競争影響が生じないと判断されても、例えば、カルフルと Wellcome 結合事案（2020 年）では、単なる結合する事業者の市場シェアが 2.63 % を増えると言われ、結合後の HHI 数値や HHI 増分が欧米国であれば、安全範囲で属するにもかかわらず、中小企業供給者の価格交渉能力は低下になる可能性が判断され、その詳しい理由や経済分析も公表されなかった。よって、台湾地域の審査基準が他国に比べ、より厳格な基準を持っていると思う。この論文は台湾独禁法の企業結合に関する規定や法の運用を検討したが、それを土台に今後の法運用の方法や競争政策に関する研究を今後の課題だと考えている。